

令和元年第6回九戸村農業委員会総会

議 事 録

下記のとおり、令和元年第6回九戸村農業委員会総会を招集した。

1 招集の日時 令和元年6月24日 午前10時30分～

1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室

1 出席委員数 8名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
2 番	〃	平 中 実 博
3 番	〃	高 倉 徳 見
6 番	〃	七 戸 はるみ
7 番	〃	関 口 富貴子
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 4名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

12 番	〃	田 澤 松 雄
13 番	〃	松 澤 浩 二
14 番	〃	大 崎 善 孝
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

4 番	委 員	城 戸 あき子
5 番	委 員	山 本 隆 也
11 番	推進委員	芥 藤 誠 一

1 説明・職務のため出席した者

事務局長 杉 村 幸 久

主任 大 崎 篤 史

提出議案

議案第1号 「農業経営起案強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

議長	<p>開会 午前10時30分～</p> <p>ただ今から令和元年第6回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中8名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。なお、城戸委員、山本委員並びに斉藤推進委員からは所用のため欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議事録署名委員に2番平中委員と3番高倉委員を、書記には事務局の杉村局長を指名致します。</p> <p>それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。なお案件1番と2番は、野辺地委員の案件ですので、退席のほうをお願い致します。</p> <p>(野辺地委員 退席)</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
事務局 議長 2番 事務局 議長	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>1番、2番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>今年には既に作付しているということですか。</p> <p>しています。</p> <p>他ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長 事務局 議長	<p>ないようですので、議案第1号の案件1番、2番は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号の案件1番、2番は原案のとおり承認されました。</p> <p>(野辺地委員 着席)</p>
議長 事務局 議長	<p>引き続き、案件3番から説明をお願いします。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
事務局 議長	<p>つづきまして、同じく議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の所有権移転のほうでございますが、説明をお願いします。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>

14 番	<p>公社が所有権を移転ということで、買い受けるということですか。買い受けてもまた公社が別な人に貸すの。</p>
事務局	<p>4月にあっせんにかかけましたが、一旦公社さんのほうで売買で所有権を取得します。その後、その方に公社さんから担い手に売ることになります。また、1回で売るという方法もありますし、3年間貸付けて賃借料を公社さんのほうに納めながら最後の年に賃借料分を控除した金額を払い込むという方法で所有権を移転するという場合もあります。</p>
14 番	<p>その場合、買う人は村の農業振興資金を使えるの。</p>
事務局	<p>必要だということで、振興資金のほうに申し込んで審査を受けている方もいらっしゃいます。</p>
3 番	<p>4件あっせんが公社が買い受けることになっていますが、所得税ですが短期か長期か分かりますか。</p>
事務局	<p>●●さんは長期、●●さんの場合は短期になるかと思います。●●さん、●●さんにつきましては長期になります。</p>
15 番	<p>中間管理機構を通した人は譲渡所得の軽減がありましたけどどうなのか。農地の基準単価があって公社で借りられるものなのか、どうなのですか。</p>
事務局	<p>不動産売買すると売った方にお金が入ります。それに譲渡所得税がかかるのですが、農業公社を通して担い手のほうに集約するという制度を使いますと、800万円を控除できますので、この案件であればかからなくなると考えられます。また売買の価格ですが、売り買いの当人同士が協議して価格を決めています。</p>
15 番	<p>公社が設定して買い上げるのではなくて、担い手の人に合わせて決めるのね。それはどこでも同じなの。</p>
事務局	<p>あっせん協議する時に公社も来ますし、売り主さんも来ますし買い受け予定者さんも一緒に参加しまして、委員さん立会の下で協議して支払の時期や価格を決めていますので、そこで当事者間では合意をなされています。</p>
15 番	<p>公社では手数料等はかからないの。</p>
事務局	<p>公社を利用すると、当事者同士設定した価格に今回は2%かけた分を取り分として頂くということになります。</p>
3 番	<p>公社から担い手に売ることになりますが、不動産取得税、県税のほうは軽減制度がありますか。</p>
事務局	<p>次回までに確認します。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>議案第1号の所有権移転の関係は、原案のとおり承認する事にご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第1号は原案のとおり承認されました。</p>
	<p>本日の議案は以上です。</p>

これを持ちまして令和元年度第6回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

閉会日時 令和元年6月24日 午前10時48分終了